

地方分権推進委員会最終報告の概要（地方税財源関係）

一分権型社会の創造：その道筋一

平成13年6月14日

第3章 第2次分権改革の始動に向けて（地方税財源充実確保方策についての提言）

1 地方税財源充実確保の基本的視点

- 地方の歳出規模と地方税収との乖離の縮小、住民の受益と負担の対応関係の明確化の観点から、地方税源の充実確保を図るべき。
- 国・地方を通じた租税負担率に変更を加えない前提で地方税源の充実を行うためには、国から地方への税源移譲を行う必要があり、その際には、国庫補助負担金や地方交付税の減額などにより、歳入中立を原則とすべき。
- 国の関与の廃止・縮減や法令等による義務付けの見直しにより、歳入・歳出両面の自由度を併せ増すことが不可欠。
- 税財源の地方分権は、国・地方を通ずる行財政全体の構造改革にとっても不可欠の手段。
- 国・地方を通じる構造的財源不足の解消方策を検討し、租税負担率を見直す際には、地方税源への配分を特に重視していく必要。

2 地方税源の充実策

- 地方税源充実は、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していく方向で考えるべき。その場合、税源移譲に伴う地方財源の偏在を抑制するためにも、地域的偏在の少ない地方税体系の構築が必要。
- 特にその充実に当たっては、地方税の中でも基幹税目の更なる充実が不可欠。

○具体的には、

- ・個人住民税については、税源移譲により最低税率を引き上げ、個人所得課税に占める割合を相当程度高め、より比例的な税率構造の構築と課税ベースの拡大を図るべき。また均等割の水準も、過大な負担とならないよう留意し、見直しを図る必要。
- ・地方消費税については、福祉をはじめとする幅広い財政需要を賄う税として、その位置づけを高め、その充実を基本に検討。この場合、地方交付税原資に組み入れられている消費税の一定部分の地方消費税への組み替えも検討。
- ・法人事業税については、外形標準課税の導入が必要。昨年11月自治省から提示された具体案は、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも優れている。これまでの議論を参考としつつ、その早期導入を図るべき。
- ・たばこ税などの個別間接税については、偏在が少なく、地方税になじむ税源であり、国税からの税源移譲を含め、その充実を図るべき。
- ・環境関連税制の検討に当たっては、地方公共団体が環境対策面において果たしている役割を踏まえ、地域的環境問題はもとより、地球環境問題についても地方税での対応も考えていくべき。